

年 企 発 0810 第 1 号
令 和 8 年 8 月 10 日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
（ 公 印 省 略 ）

令和 8 年熊本地震による災害に対する「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」の企業年金制度等への適用について

令和 8 年熊本地震による災害に対しては、「令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（令和 8 年政令第 260 号。以下「政令」という。）が別添 1 のとおり令和 8 年 8 月 7 日に公布され、同日より施行されたことにより、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号。以下「法」という。）（別添 2）の規定の一部が適用されることとなったところである。

政令は、令和 8 年熊本地震による災害を法第 2 条第 1 項の特定非常災害に指定し、その被害者について、法令上の義務であって期限内に履行されなかった義務の履行に係る免責等に関して所要の措置を講ずるものである。

主な内容等は下記のとおりであるので、企業年金制度等（厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び国民年金基金制度をいう。）について、災害の影響等を十分に配慮し、適切な運用が図られるよう、遺漏なきを期されたい。

記

法第 4 条に定める法令上の義務であって期限内に履行されなかった義務の履行に係る免責に関する措置については、以下のように取り扱われたい。

- (1) 法令に規定されている義務のうち、令和 8 年 7 月 28 日から令和 8 年 11 月 27 日までの間に履行期限が到来するものであって、特定非常災害により当該期限までに履行されなかったことにより、法令義務違反として、罰金等の行政上及び刑事上の責任が問われる場合において、令和 8 年 11 月 28 日までに義務が履行されたときには、免責することとしたこと。
- (2) 法第 4 条第 1 項の「法令に規定されている」とは、法令に基づき直接課せられる

義務を対象とするものであり、例えば、確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号）第 102 条第 1 項に基づき履行期限の定められていない条項について違反の改善の措置を命じる場合のように、法令に基づく処分によって初めて具体的に履行期限を定めて義務が課せられることとなるもの等は含まないものであること。（「参考」を参照のこと。）

- (3) 法第 4 条第 1 項の「特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかった」とは、履行義務者ごとに個別に判断することとなるが、一般的には、直接・間接を問わず特定非常災害により被害を受けたか否か、すなわち、履行義務者が当該義務の履行ができなかったか否かによって判断されること。
- (4) 当該措置の対象となるのは、「行政上及び刑事上の責任」であるので、民事上の責任については免責の対象とならないものであること。

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和八年八月七日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第二百六十号

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条並びに第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として令和八年熊本地震による災害を指定し、同年七月二十八日を同項の特定非常災害発生日として定める。

(特定非常災害に対し適用すべき措置の指定)

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。

(行政上の権利利益に係る満了日の延長期日)

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、令和九年一月二十七日とする。

(特定義務の不履行についての免責に係る期限)

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、令和八年十一月二十七日とする。

(法人の破産手続開始の決定の特例に係る措置に係る期日)

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、令和十年七月二十七日とする。

(相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に係る措置に係る地区及び期日)

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、令和八年熊本地震に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、令和九年三月三十一日とする。

(調停の申立ての手数料の特例に係る措置に係る地区及び期日)

第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、令和十一年六月三十日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 高市 早苗

総務大臣 林 芳正

法務大臣 平口 洋

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

(平成八年六月十四日)

(法律第八十五号)

第百三十六回通常国会

第一次橋本内閣

改正 平成 九年 五月 九日法律第 五〇号

同 一一年二月二日同 第一六〇号

同 一四年 七月二二日同 第八五号

同 一六年 六月 二日同 第六七号

同 一六年 六月 二日同 第七六号

同 一六年 六月一八日同 第一一一号

同 一六年 六月一八日同 第一一二号

同 一八年 六月 二日同 第五〇号

同 一八年 六月二一日同 第九二号

同 二〇年 五月二三日同 第四〇号

同 二三年 六月二四日同 第七四号

同 二五年 六月二一日同 第五四号

同 三〇年 六月二七日同 第六七号

令和 三年 五月一九日同 第三六号

同 四年 五月二〇日同 第四四号

同 八年 六月二四日同 第四六号

同 八年 七月一七日同 第六二号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律をここに公布する。

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別

措置に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を

図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利

益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人

の破産手続開始の決定の特例、相続の承認又は放棄をすべき期間

の特例、民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)による

調停の申立ての手数料の特例及び景観法(平成十六年法律第百十

号)による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものと

する。

(平一六法七六・平一六法一一・平二五法五四・平三〇

法六七・令四法四四・一部改正)

(特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の

被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害に

より債務超過となつた法人の存立、当該非常災害により相続の承

認若しくは放棄をすべきか否かの判断を的確に行うことが困難と

なつた者の保護、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅

速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入

居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と

認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要があるときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

(平二五法五四・一部改正)

(行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置)

第三条 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る法律、政令又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第三項若しくは第五十八条第四項（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第七条第三項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第十二条第一項若しくは第十三条第一項の命令若しくは内閣府設置法第七条第五項若しくは第五十八条第六項若しくは宮内庁法第八条第五項、デジタル庁設置法第七条第五項若しくは国家行政組織法第十四条第一項の告示（以下「法令」という。）の施行に関する事務を所管する国の行政機関（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法第三条第二項に規定する機関をいう。以下同じ。）の長

（当該国の行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会である場合にあつては、当該委員会）は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「延長期日」という。）を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

一 法令に基づく行政庁の処分（特定非常災害発生日以前に行つたものに限る。）により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関（国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。）に求めることができる権利であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。

3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関（次項において「行政庁等」という。）

(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律)

一〇

は、特定非常災害の被害者であつて、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

4 延長期日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(平一一法一六〇・令三法三六・一部改正)

(期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置)

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務（以下「特定義務」という。）であつて、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。）が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行について

の免責に係る期限（以下「免責期限」という。）を定めることができる。

2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。

3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。

4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置)

第五条 特定非常災害によりその財産をもって債務を完済することができなくなった法人に対しては、第二条第一項又は第二項の政令でこの条に定める措置を指定するものの施行の日以後特定非常災害発生日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、破産手続開始の決定をすることができない。た

だし、その法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産手続開始の申立てをした場合は、この限りでない。

2 裁判所は、法人に対して破産手続開始の申立てがあつた場合において、前項の規定によりその法人に対して破産手続開始の決定をすることができないときは、当該決定を留保する決定をしなければならない。

3 裁判所は、前項の規定による決定に係る法人が支払をすることができなくなつたとき、その他同項の規定による決定をすべき第一項に規定する事情について変更があつたときは、申立てにより又は職権で、その決定を取り消すことができる。

4 前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

5 第一項本文の法人の理事又はこれに準ずる者は、特定非常災害発生日から同項に規定する政令で定める日までの間、他の法律の規定にかかわらず、その法人について破産手続開始の申立てをすることを要しない。

(平一六法七六・平一八法五〇・一部改正)

(相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置)

第六条 相続人(次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める者)が、特定非常災害発生日において、特定非常災害により多数の住民が避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた地区として政令で定めるものに住所を有していた場合において、

民法(明治二十九年法律第八十九号)第九百十五条第一項の期間

(この期間が同項ただし書の規定によって伸長された場合にあっては、その伸長された期間。以下この条において同じ。)の末日

が特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までに到来するときは、同項の期間は、当該政令で定める日まで伸長する。

一 相続人が相続の承認又は放棄をしないで死亡した場合 その者の相続人

二 相続人(前号の場合にあっては、同号に定める者)が未成年者又は成年被後見人である場合 その法定代理人

(平二五法五四・追加)

(民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置)

第七条 特定非常災害により借地借家関係その他の民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに特定非常災害発生日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた者が、当該特定非常災害に起因する民事に関する紛争につき、特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間に、民事調停法による調停の申立てをする場合には、民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)第三条第一項の規定にかかわらず、その申立ての手数料を納めることを要しない。

(平二五法五四・旧第六条繰下)

(景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)

第八条 市町村長は、景観法第七十七条第一項の非常災害又は同条

第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要がある、かつ、これを存続させても良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(平一六法一一・追加、平二五法五四・旧第八条繰下、
令四法四四・旧第九条繰上)

附 則 抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める災害について適用する。

一 第二条及び第七条の規定 平成七年一月一日以後に発生した災害

二 第三条から第六条までの規定 平成八年四月一日以後に発生した災害

附 則 (平成九年五月九日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の施行の日から施行する。

(施行の日)平成九年十一月八日

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされて

いないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（政令への委任）

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成一一年一月二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定公布の日

附 則 （平成一四年七月一二日法律第八五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成一四年政令第三三〇号で平成一五年一月一日から施

行）

附 則 （平成一六年六月二日法律第六七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成一七年政令第一九一号で平成一七年六月一日から施行）

附 則 （平成一六年六月二日法律第七六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。

（施行の日）平成一七年一月一日）

（政令への委任）

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一六年六月一八日法律第一一一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、景観法（平成十六年法律第百十号）の施行の日から施行する。ただし、第一条中都市計画法第八条、第九条、第十二条の五及び第十三条の改正規定、第三条、第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第十六条中都市緑地法第三十五条の

改正規定、第十七条、第十八条、次条並びに附則第四条、第五条及び第七条の規定は、景観法附則ただし書に規定する日から施行する。

（施行の日）平成一六年一月一七日）

（規定する日）平成一七年六月一日）

（平一六法一二・一部改正）

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要なる経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一六年六月一八日法律第一一二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成一六年政令第二七四号で平成一六年九月一七日から施行）

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一八法律五〇）抄
（政令への委任）

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一八年六月二日法律第五〇号） 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。
（施行の日）平成二〇年一月一日）
（平二三法七四・旧第一項・一部改正）

附 則 （平成一八年六月二日法律第九二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成一九年政令第四八号で平成一九年六月二〇日から施行）

附 則 （平成二〇年五月二三日法律第四〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二〇年政令第三三六号で平成二〇年一月四日から施行）

附 則 （平成二三年六月二四日法律第七四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 （平成二五年六月二一日法律第五四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律） ㇿ／一〇

（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第四条の規定による改正後の特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第六条（新災害対策基本法第百八条の五第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日以後に発生した災害について適用する。

（政令への委任）

第二十二條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成三〇年六月二七日法律第六七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（令和元年政令第二九号で令和元年六月二五日から施行）

附 則 （令和三年五月一九日法律第三六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第五十七條 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定等

の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に對してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に對してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に對して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に對してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に對してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第五十八條 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有

するものとする。

（政令への委任）

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和四年五月二〇日法律第四四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第十一条の規定及び附則第七条から第十六条までの規定 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

（令和四年政令第二〇二号で令和四年五月三一日から施行）

行）

（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に前条の規定による改正前の特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（次項において「旧特定非常災害法」という。）第八条の規定によりされている建築基準法第八十五条第四項又は第八十七条の三第四項の規定による許可の期間の

延長は、それぞれ第十一条の規定による改正後の建築基準法（次項及び附則第十四条において「新基準法」という。）第八十五条第五項又は第八十七条の三第五項の規定によりされている許可の期間の延長とみなす。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現にされている旧特定非常災害法第八条の規定による建築基準法第八十五条第四項又は第八十七条の三第四項の規定による許可の期間の延長に係る申請は、それぞれ新基準法第八十五条第五項又は第八十七条の三第五項の規定による許可の期間の延長に係る申請とみなす。

附 則 （令和八年六月二四日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、民法等の一部を改正する法律（令和八年法律第四十五号。以下「民法等改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五条の規定 公布の日

（政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和八年七月一七日法律第六二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

一 附則第八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の

施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、

政令で定める。

（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律）

！○／！○

＜参 考＞

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置法第4条に係る企業年金等関係法令等

厚生年金保険法（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第1条の規定による改正前の厚生年金保険法）関係

条文	義務内容	期日等
第116条 ・厚生年金基金令（※1）第3条、第4条、第42条	厚生年金基金の公告	（設立の場合）4週間以内 （変更の場合）2週間以内 （解散の場合）2週間以内
第174条（第98条第4項の準用）	年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有する者の死亡届出	10日以内
第177条 ・厚生年金基金規則（※2）第56条第1項、第2項	報告書の提出	（業務報告書）毎年3月、6月、9月、12月の翌月15日まで （運用報告書）翌事業年度9月30日まで

※1 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第1条の規定による廃止前の厚生年金基金令

※2 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令第17条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第1条の規定による廃止前の厚生年金基金規則

確定給付企業年金法関係

条文	義務内容	期日等
第15条 ・確定給付企業年金法施行令第8条、第9条、第58条	企業年金基金の公告	（設立の場合）4週間以内 （変更の場合）2週間以内 （解散の場合）2週間以内
第86条	規約型企業年金の規約の失効	30日以内
第99条	受給権者の死亡届出	30日以内
第100条第1項	報告書の提出	毎事業年度終了後4月以内

確定拠出年金法関係

条文	義務内容	期日等
第 16 条第 1 項 ・ 確定拠出年金 法施行規則第 11 条	企業型年金加入者の氏名及び 住所その他の事項の通知	5 日以内
第 47 条	企業型年金の規約の失効	30 日以内
第 50 条 ・ 確定拠出年金 法施行規則第 27 条	報告書の提出	毎事業年度終了後 3 月以内
第 92 条第 1 項	運営管理機関の登録事項の変 更の届出	2 週間以内
第 93 条	運営管理機関の廃業等の届出	30 日以内
第 102 条 ・ 確定拠出年金 運営管理機関に 対する命令第 12 条	運営管理機関の業務報告書の 提出	毎事業年度終了後 3 月以内
第 113 条第 1 項	企業型年金運用指図者、個人型 年金加入者、個人型年金運用指 図者又は連合会移換者（当該企 業型年金又は個人型年金に個 人別管理資産がある者に限 る。）の死亡届出	10 日以内

国民年金法関係

条文	義務内容	期日等
第 121 条 ・ 国民年金基金 令第 6 条、第 7 条、36 条	国民年金基金の公告	（設立の場合） 4 週間以内 （変更の場合） 2 週間以内 （解散の場合） 2 週間以内
第 127 条の 2 ・ 国民年金基金 規則第 8 条第 1 項、第 10 条、第 11 条、第 16 条、	加入員の資格の喪失、氏名・住 所の変更	14 日以内

第 17 条		
第 137 条の 3 の 4 第 2 項、第 137 条の 3 の 10 第 2 項	国民年金基金の財産目録及び貸借対照表の備え置き・閲覧 (基金の合併及び分割の場合)	代議員会の議決日から厚生労働大臣の認可を受ける日まで
第 138 条(第 105 条 第 4 項の準用) ・国民年金基金規則第 9 条、第 20 条第 1 項	加入員及び基金又は連合会が支給する年金又は一時金の受給権者の死亡届出	14 日以内
第 140 条 ・国民年金基金規則第 44 条第 1 項、第 2 項	基金の報告書の提出	(業務報告書) 毎年 3 月、6 月、9 月、12 月の翌月 15 日まで (運用報告書) 翌事業年度 9 月 30 日まで